

農業土木工事関係書類作成マニュアル」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>1. 工事関係書類減量化の概要 (現行どおり)</p> <p>2. 工事着工時に作成する工事関係書類</p> <p>2-1 契約関係図書類 (工事着工時)</p> <p>2-1-1 現場代理人等指定通知書</p> <p>受注者は、契約書第9条に基づき、工事請負契約締結後、速やかに工事監督員を通じて契約担当に提出する。また、現場代理人等を変更した場合は、その都度、工事監督員を通じ、変更通知書を契約担当に提出してください。</p> <p>なお、作業員を追加・変更した場合も同様に、その都度、工事監督員を通じ、作業員名簿を契約担当に提出するが、作業員が取得している資格・免許等の写しの提出は不要です。</p> <p>【作成例】 【現場代理人等指定通知書】</p> <p>【作成例】 【施工体制台帳】</p> <p>【作成例】 【作業員名簿】</p> <p>2-1-2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項</p> <p>【現場代理人等指定通知書及び施工体制台帳の作成・提出】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 記載すべき内容及び提出様式</p> <p>(1) 現場代理人等指定通知書</p> <p>ア この通知書には、<u>施工体制台帳</u>を添付してください。</p> <p>イ～ウ (現行どおり)</p> <p>(2) 経歴 (<u>施工体制台帳</u>)</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ <u>施工体制台帳</u>には次のいずれかの書類を添付してください。</p> <p>(ア)～(イ) (現行どおり)</p> <p>(3) 作業員名簿</p> <p>ア～イ (現行どおり)</p> <p>【技術者の適正な配置について】 (現行どおり)</p> <p>【現場代理人の兼任について】 (現行どおり)</p> <p>【主任技術者の専任等に係る取扱い】 (現行どおり)</p> <p>【監理技術者の専任等に係る取扱い】 (現行どおり)</p> <p>2-1-3 ～ -6 (現行どおり)</p> <p>3. 工事施工中に随時作成する工事関係書類</p> <p>3-1 契約関係図書類 (随時) (現行どおり)</p> <p>3-2-1 施工計画書</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>現場組織表</u></p> <p>(4)～(17) (現行どおり)</p> <p>(略)</p> <p>3-3 施工管理</p> <p>3-3-1 ～ -7 (現行どおり)</p> <p>3-3-8 部分仕様確認検査</p> <p>面工事 (区画整理、草地整備、暗渠排水、客土) については、団地毎に発注しているが、受益農家の営農作業の関係から、全体工事完成前に作付けや営農作業のため、ほ場の使用を希望することがあることから、この使用許可にあたっては、特記仕様書に明示したほ場を対象とし、部分使用確認検査を受けた後に手続きしてから使用させることができる。</p> <p><u>なお、検査にあたり社内検査にて使用した資料を提示することで、新たな資料の作成は不要とする。</u></p> <p>【様式 別記1号様式】【部分使用でき形確認検査請求書・報告書】</p> <p>【様式 別記3号様式】【ほ場使用同意書】</p>	<p>1. 工事関係書類減量化の概要 (略)</p> <p>2. 工事着工時に作成する工事関係書類</p> <p>2-1 契約関係図書類 (工事着工時)</p> <p>2-1-1 現場代理人等指定通知書</p> <p>受注者は、契約書第9条に基づき、工事請負契約締結後、速やかに工事監督員を通じて契約担当に提出する。また、現場代理人等を変更した場合は、その都度、工事監督員を通じ、変更通知書を契約担当に提出してください。</p> <p>なお、作業員を追加・変更した場合も同様に、その都度、工事監督員を通じ、作業員名簿を契約担当に提出するが、作業員が取得している資格・免許等の写しの提出は不要です。</p> <p>【様式 別記第1号様式】 【現場代理人等指定通知書】</p> <p>【様式 施工体制台帳1】 【施工体制台帳1】</p> <p>【様式 施工体制台帳4】 【作業員名簿】</p> <p>2-1-2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項</p> <p>【現場代理人等指定通知書及び施工体制台帳の作成・提出】</p> <p><u>農政部が所管する工事については、公共工事の適正な施工の確保を図るため、これまで、1件の請負代金額が200万円以上の場合を対象に施工体制台帳の提出を求めてきましたが、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)が改正されたことを踏まえ、対象工事を一部拡大しました。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 記載すべき内容及び提出様式</p> <p>(1) 現場代理人等指定通知書</p> <p>ア この通知書には、<u>【様式】施工体制台帳1</u>を添付してください。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 経歴 (<u>施工体制台帳1</u>)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>施工体制台帳1</u>には次のいずれかの書類を添付してください。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(3) 作業員名簿 (<u>施工体制台帳4</u>)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>【技術者の適正な配置について】 (略)</p> <p>【現場代理人の兼任について】 (略)</p> <p>【主任技術者の専任等に係る取扱い】 (略)</p> <p>【監理技術者の専任等に係る取扱い】 (略)</p> <p>2-1-3 ～ -6 (略)</p> <p>3. 工事施工中に随時作成する工事関係書類</p> <p>3-1 契約関係図書類 (随時) (略)</p> <p>3-2-1 施工計画書</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>現場組織表(施工体系図を含む)</u></p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3-3 施工管理</p> <p>3-3-1 ～ -7 (略)</p> <p>3-3-8 部分仕様確認検査</p> <p>面工事 (区画整理、草地整備、暗渠排水、客土) については、団地毎に発注しているが、受益農家の営農作業の関係から、全体工事完成前に作付けや営農作業のため、ほ場の使用を希望することがあることから、この使用許可にあたっては、特記仕様書に明示したほ場を対象とし、部分使用確認検査を受けた後に手続きしてから使用させることができる。</p> <p>【様式 別記1号様式】【部分使用でき形確認検査請求書・報告書】</p> <p>【様式 別記3号様式】【ほ場使用同意書】</p>	<p>○「施工体制台帳の取扱いについて」(R5.02.24_建情第1504号)の廃止に伴う変更</p> <p>○削除</p> <p>○「施工体制台帳の取扱いについて」(R5.02.24_建情第1504号)の廃止に伴う変更</p> <p>工事関係書類の減量化</p> <p>工事関係書類の減量化</p>

農業土木工事関係書類作成マニュアル」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>(略)</p> <p>3-4～6 (現行どおり)</p> <p>3-7 その他書類(随時)</p> <p>3-7-1 産業廃棄物管理票(マニフェスト)</p> <p>(略)</p> <p>3 実施書の提出</p> <p>受注者は、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者はその記録を工事完成後<u>5</u>年間保存しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3-7-3～5 (現行どおり)</p> <p>4. 工事完成時に作成する工事関係書類 (現行どおり)</p> <p>5. 農業土木工事を受注されたみなさまへ</p> <p>5-1 公共工事の執行について (現行どおり)</p> <p>5-1-1 ～ -11 (現行どおり)</p> <p>5-1-12 【下請負の適正化について】</p> <p>工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めてください。</p> <p>また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けてください。下請負人を選定した場合は、工事に携わる下請業者を元請の責任において明確にするため、発注者に対する通知義務(請負契約約款第6条)がありますので、一次については「施工体制台帳」、二次以下については「再下請通知書」及び「作業員名簿」、「施工体系図(下請契約の書面の写しを添付)」を発注者に速やかに提出してください。</p> <p>なお、作業員名簿において作業員が取得している資格・免許等の写しの提出は不要とする。</p> <p>発注者に対し通知なく下請工事を行った場合は契約違反となり、指名停止基準に抵触するおそれがありますので、遅滞なくすべての下請負人を報告願います。台帳等について記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、若しくは明らかとなった時に遅滞なく作成し、速やかに工事監督員を経由して提出してください。</p> <p>また、提出済みの下請契約に変更や作業員に追加・変更があった場合にも同様に提出してください。</p> <p>【作成例】 【施工体制台帳】</p> <p>【作成例】 【再下請通知書】</p> <p>【作成例】 【作業員名簿】</p> <p>【作成例】 【施工体系図】</p> <p>5-1-13 【下請契約について】</p> <p>1 下請負の考え方</p> <p>(1) 下請負となる例 (現行どおり)</p> <p>(2) 下請負とならない例</p> <p>交通整理業務、清掃業務、賄い、建設資材の輸送、生コンの輸送、土砂等の運搬、農業土木における客土の運搬、建設機械のリース契約などただし、交通整理業務は現場の安全確保に直接関わるため、農業土木における客土運搬は施工管理に密接に関わるため、施工体制台帳等を提出してください。</p> <p>2 ～ 3 (現行どおり)</p> <p>5-1-14 (現行どおり)</p>	<p>(略)</p> <p>3-4～6 (略)</p> <p>3-7 その他書類(随時)</p> <p>3-7-1 産業廃棄物管理票(マニフェスト)</p> <p>(略)</p> <p>3 実施書の提出</p> <p>受注者は、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者はその記録を工事完成後<u>1</u>年間保存しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3-7-3～5 (略)</p> <p>4. 工事完成時に作成する工事関係書類 (略)</p> <p>5. 農業土木工事を受注されたみなさまへ</p> <p>5-1 公共工事の執行について (略)</p> <p>5-1-1 ～ -11 (略)</p> <p>5-1-12 【下請負の適正化について】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>下請負</p> <p>人を選定した場合は、工事に携わる下請業者を元請の責任において明確にするため、発注者に対する通知義務(請負契約約款第6条)がありますので、1次及び2次以下のすべてについて記載した「下請負人選定通知書」、「施工体制台帳2及び3」、「施工体制台帳4(作業員名簿)」、「施工体系図(下請契約の書面の写しを添付)」を発注者に速やかに提出してください。</p> <p>なお、作業員名簿において作業員が取得している資格・免許等の写しの提出は不要とする。</p> <p>発注者に対し通知なく下請工事を行った場合は契約違反となり、指名停止基準に抵触するおそれがありますので、遅滞なくすべての下請負人を報告願います。台帳等について記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、若しくは明らかとなった時に遅滞なく作成し、速やかに工事監督員を経由して提出してください。</p> <p>また、提出済みの下請契約に変更や作業員に追加・変更があった場合にも同様に提出してください。</p> <p>【様式 別記第 2 号様式】 【下請負人選定通知書】</p> <p>5-1-13 【下請契約について】</p> <p>1 下請負の考え方</p> <p>(1) 下請負となる例 (略)</p> <p>(2) 下請負とならない例</p> <p>交通整理業務、清掃業務、賄い、建設資材の輸送、生コンの輸送、土砂等の運搬、農業土木における客土の運搬、建設機械のリース契約などただし、交通整理業務は現場の安全確保に直接関わるため、農業土木における客土運搬は施工管理に密接に関わるため、下請負人選定通知書等を提出してください。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>5-1-14 (略)</p>	<p>資源有効利用促進法政省令の一部改正による</p> <p>○「建設産業ミライ振興プラン HO KKAIDO」の施策に伴う追加</p> <p>○「施工体制台帳の取扱いについて」(R5.02.24_建情第1504号)の廃止に伴う変更</p> <p>○「施工体制台帳の取扱いについて」(R5.02.24_建情第1504号)の廃止に伴う変更</p>